

## 電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収への回答について

(再発防止対策などの詳細)

当協会が発生した電気工作物の点検未実施に関しては、2021年12月3日付けをもって当協会のホームページに「再発防止対策などの概要」として掲載したところですが、この度、詳細な内容につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

「再発防止対策の内容」

- ・別添1のとおり

「全事業所における点検未実施の有無に係る調査方法」

- ・当協会と保安管理業務を契約している全てのお客さまを対象として、点検状況調査を行い、全事業所において点検未実施がないことを確認しました。

具体的には、お客さま毎に点検実績日と報告書作成日を対比し、相違する場合は点検担当者やお客さまへの聞き取りなどにより点検状況を確認しました。(別添2のとおり)

当協会といたしましては、お客さまや関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことが起きないように再発防止対策を徹底してまいります。

以 上

---

「本件に関するお問い合わせ先」

一般財団法人 四国電気保安協会

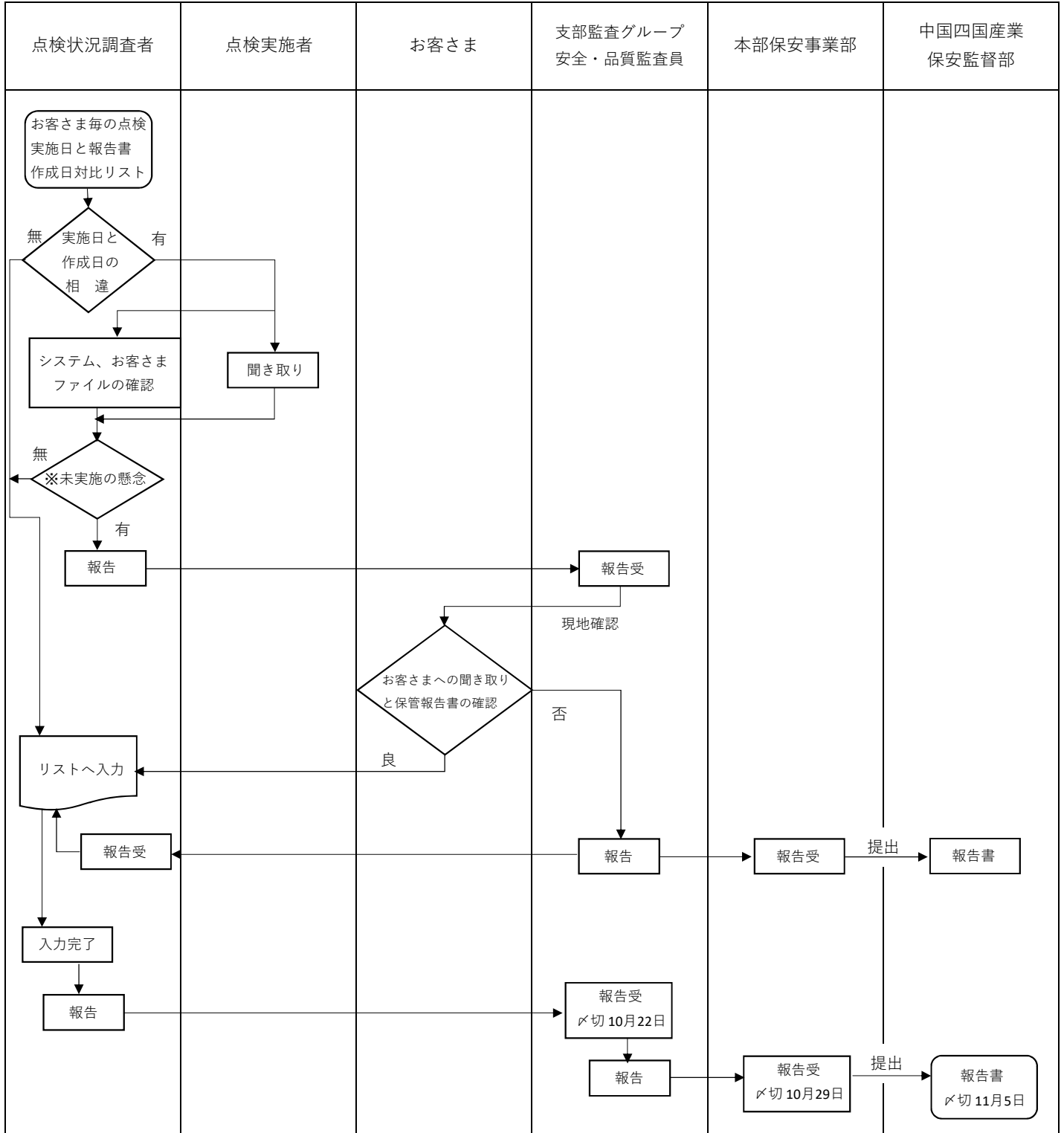
事業本部 保安事業部 大久保 (携帯電話) 080-5665-0070

---

### 再発防止対策一覧表

原因	再発防止対策	実施スケジュールと内容
<p><b>【管理体制の不備などに起因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務担当者の管理について、上長任せになっていた。</li> <li>管理者は管理業務に加えて点検も受け持っていることから、時間に余裕がなく、管理する時間が不足していた。</li> <li>システムによる保安業務のルート管理を行っていなかった。</li> </ul>	<p><b>① 安全・品質監査員の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部監査室傘下に各支部1名の責任者(安全・品質監査員)を専任し、システムによる保安業務のルートチェックで問題が発生した場合の現場調査など保安業務の品質全般に関わる内部監査を実施する。</li> </ul> <p><b>② 受持ちお客さまローテーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、2年を経過したお客さまについて、毎年5ポイント分を他の保安業務担当者に変更することとしているが、実施できていない事業所があったことからシステム及び安全・品質監査員によるチェックを追加する。</li> </ul> <p><b>③ 事業所の大括り化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理体制の強化を図るため、管理者が少ない小規模事業所などの大括り化を進める。(予定事業所: さぬき・牟岐・城辺・室戸事業所)</li> </ul>	<p><b>① 安全・品質監査員の設置【10月点検分から実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3月の定期異動までは、各支部副支部長を安全・品質監査員に任命し、支部内における現場調査・パトロールを担当する。</li> <li>システムの進捗管理機能を使用し月次点検の進捗が遅い担当者を抽出し、疑義が生じた場合は現場調査などを実施する。</li> <li>システム改修後は、保安業務のルートチェックを行い所要の対応をとる。</li> </ul> <p><b>② 受持ちお客さまローテーション【9月末までに実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度分の変更が各事業所で適切に実施できているか、安全・品質監査員が本部抽出のシステムデータでチェックを行う。</li> </ul> <p><b>③ 事業所の大括り化【10月常勤理事会にて方針決定済み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業所などの大括り化を進める。</li> <li>牟岐事業所を徳島南事業所へ統合: 2022年3月定期異動時期に実施(決定)</li> <li>城辺事業所を宇和島事業所へ統合: 2022年3月定期異動時期に実施(決定)</li> <li>さぬき事業所・室戸事業所: 統合先事業所の移転にあわせて実施(決定)</li> </ul>
<p><b>【上司の管理不足に起因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の進捗管理が不十分であった。</li> <li>業務遅延に対する指導が不十分であった。</li> <li>職場環境の整備に対する取り組みが不十分であった。</li> </ul>	<p><b>④ 保安要員の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安業務担当者の余裕がない事業所について、管理部門などから充当するとともに、長期的な要員確保の観点からリクルート活動を強化する。(さぬき・丸亀・西条・三島事業所は各+1名、香川・愛媛支部は各+2名計8名)</li> </ul> <p><b>⑤ 管理業務の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月開催している支部の会議について、開催周期を延ばすとともに、出席者を厳選し、保安業務を担当している係長などの出席を取りやめ、保安業務や部下とのコミュニケーションなどに専念できる環境を構築する。</li> </ul> <p><b>⑥ コールセンターの設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで職員が実施していた休日夜間の故障受付について外注化し、保安業務担当者の負担軽減を推進する。</li> </ul>	<p><b>④ 保安要員の充実【10月1日異動で実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安業務担当者の余裕がない事業所に、四国全域から要員を補充する。</li> </ul> <p><b>⑤ 管理業務の削減【9月開催分から実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月開催している支部運営会議について、開催周期を延ばすとともに、出席者を厳選し、保安業務を担当している係長などの出席を取りやめる。また、会議資料についても大幅に削減し、業務を効率化させる。</li> </ul> <p><b>⑥ コールセンターの設置【受付センターの設置について決定済み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年2月から香川支部で先行導入(試運用)を開始し、2022年4月から協会大で運用を開始決定。</li> </ul>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者が不正な行為を行った。</li> </ul>	<p><b>⑦ 教育の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回発生した保安点検未実施の経緯、原因、再発防止対策などについては、全職員に周知・教育する。</li> <li>新たに保安管理業務担当者や保安管理業務の管理者になる職員については、本部が実施する教育課程のなかで、確実な点検や点検報告書によるお客さまへの報告が電気保安に極めて重要であることを教育する。</li> <li>法令や保安規程など保安管理業務におけるコンプライアンスの重要性については、同行点検や承認時など日常業務の機会を捉えて浸透を図る。</li> </ul> <p><b>⑧ コミュニケーションの活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上司は、朝礼に加えて夕礼を確実に実施することとし、当日点検した内容などについて確認するとともに、部下が抱える悩みなどを把握し、解決する。</li> </ul>	<p><b>⑦ 教育の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回発生した保安点検未実施の経緯、原因、再発防止対策などについては、全職員に周知・教育した。<b>【9月2日実施】</b></li> <li>新たに保安管理業務担当者や保安管理業務の管理者になる職員については、本部が実施する教育課程のなかで、確実な点検や点検報告書によるお客さまへの報告が電気保安に極めて重要であることを教育する。<b>【11月11~12日新任保安業務従事者教育にて実施】</b></li> <li>法令や保安規程など保安管理業務におけるコンプライアンスの重要性については、同行点検や承認時など日常業務の機会を捉えて浸透を図る。<b>【9月2日から実施】</b></li> </ul> <p><b>⑧ コミュニケーションの活性化【9月2日から実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上司は、朝礼に加えて夕礼を確実に実施することとし、当日点検した内容などについて確認するとともに、部下が抱える悩みなどを把握し、解決する。</li> </ul>
	<p><b>⑨ 保安統合システムによる保安業務のルートなど確認(今年度下期)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安業務に使用しているシステムを活用し、実際に担当者が点検日当日にお客さまの住所に訪問していることを管理者は点検報告書の承認に合わせて確認する。また、上位権限者は管理者が確認していることをシステムで確認する。</li> </ul>	<p><b>⑨ 保安統合システムによる保安業務のルートなど確認【現行システム一部修正にて運用開始(10月7日から)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムの改修内容について精査したところ、現行システムの一部修正(お客さま事業場住所と保安従事者の位置情報を表示)することにより今後は、上長が点検支援アプリにおいて距離差を確認し承認を行う。</li> </ul>

「全事業所における点検未実施の有無に係る調査フロー図」



※調査にあたっては、点検対象事業所以外の者が点検状況調査者となって、点検実施者への聞き取り確認を行いました。